

農林水産委員会会議記録

農林水産委員会委員長 川村 伸浩

1 日時

令和3年12月6日（月曜日）

午前10時0分開会、午前10時28分散会

2 場所

第2委員会室

3 出席委員

川村伸浩委員長、千葉盛副委員長、郷右近浩委員、柳村一委員、工藤勝子委員、米内紘正委員、ハクセル美穂子委員、高田一郎委員

4 欠席委員

伊藤勢至委員、上原康樹委員

5 事務局職員

刈屋担当書記、鈴木担当書記、佐藤併任書記、岩淵併任書記、安藤併任書記

6 説明のため出席した者

佐藤農林水産部長、阿部技監兼漁港担当技監兼漁港漁村課総括課長、大畑副部長兼農林水産企画室長、藤代農政担当技監兼県産米戦略室長、千葉農村整備担当技監兼農村計画課総括課長、橋本林務担当技監、山口水産担当技監兼水産振興課総括課長、鈴木農林水産企画室企画課長、安齊農林水産企画室管理課長、中村農業振興課総括課長、小原農業普及技術課総括課長、米谷畜産課総括課長、長谷川畜産課振興・衛生課長、工藤林業振興課総括課長、滝山競馬改革推進室長

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

(1) 委員席の変更について

(2) 副委員長の互選について

(3) 議案の審査

議案第10号 岩手県手数料条例の一部を改正する条例中
別表第6の改正関係

(4) その他

次回の委員会運営について

9 議事の内容

○川村伸浩委員長 ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

伊藤勢至委員、上原康樹委員は欠席とのことでありますので、御了承願います。

この際、12月2日の本会議において、本委員会の委員に所属変更されました千葉盛委員を御紹介申し上げます。千葉盛委員、一言御挨拶をお願いいたします。

○**千葉盛委員** 千葉盛です。どうぞよろしくをお願いいたします。

○**川村伸浩委員長** これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、委員席の変更についてお諮りいたします。今回、当委員会の委員になられました千葉盛委員の委員席は8番とし、委員席はただいま御着席のとおりといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**川村伸浩委員長** 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

次に、副委員長の互選を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**川村伸浩委員長** 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これより副委員長の互選を行います。

お諮りいたします。副委員長の互選は、指名推選の方法により行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**川村伸浩委員長** 御異議なしと認めます。

よって、互選の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、当職において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**川村伸浩委員長** 御異議なしと認めます。

よって、当職において指名することに決定いたしました。農林水産委員会副委員長に千葉盛君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま当職において指名した千葉盛君を農林水産副委員長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**川村伸浩委員長** 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました千葉盛君が農林水産副委員長に当選されました。

ただいま当選されました千葉盛君が委員会室におられますので、本席から当選の告知をいたします。千葉盛副委員長、御挨拶をお願いいたします。

○**千葉盛委員** ただいま皆様方の御推挙により副委員長となりました。委員長を補佐し、委員会の円滑な運営に努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○川村伸浩委員長 次に、議案の審査を行います。

議案第10号岩手県手数料条例の一部を改正する条例中、当農林水産委員会に付託された別表第6の改正関係を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○長谷川振興・衛生課長 議案第10号岩手県手数料条例の一部を改正する条例案について御説明させていただきます。

議案(その3)の55ページをお開き願います。なお、条例案の内容については、お手元に配付しております岩手県手数料条例の一部を改正する条例案の説明資料により御説明いたします。

1の改正の趣旨ですが、豚熱の全国的な発生の拡大に伴い、飼養されているイノシシ——本県では盛岡市動物公園のイノシシが該当いたしますが——について、豚と同様に手数料を免除した上で豚熱ワクチンの1回目の注射を実施したところでございますが、今後のイノシシに対する注射の実施に当たっては、豚飼養者との平等性の確保のため、手数料を徴収する必要があることから、イノシシへの注射に係る手数料及び注射を行った旨の証明書の交付手数料の額を定めるとともに、あわせて所要の整備をしようとするものでございます。

2の条例案の内容ですが、家畜注射手数料及び証明書の交付手数料に豚と同額の手数料となるようイノシシを規定するとともに、証明書の交付手数料が同額である家畜を一つにまとめて規定する等所要の整備をするものであります。

3の施行期日ですが、公布の日とするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○川村伸浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○ハクセル美穂子委員 家畜伝染病予防法の改正により、都道府県においては野生動物が発見された場所の消毒や通行規制などをさらに強化するような形に変わっているということですが、現在どのような状況で行われているのか。また、強化になったときの財源についても教えていただきたいと思っております。

○長谷川振興・衛生課長 野生動物で豚熱の感染が確認された場合の対応についてですが、本県においては、野生イノシシでも養豚場でも豚熱の発生はございませんので、現時点での対応としては、野生イノシシで豚熱が発生しているか否かのサーベイランスを実施しているところであります。仮に本県で確認された場合、野生イノシシで豚熱が確認された場所の消毒を行うというのはそのとおりでございます。また、本来であれば発見地域から一定のエリアを区切って豚の移動制限を行ったり、消毒ポイントを設けるということがございますが、本県は豚熱のワクチンを接種しているということで、移動制限等がかかることはございません。ただし、豚熱に感染したイノシシが確認された一定の地域の養豚場に対しましては、家畜保健衛生所が異常の有無について確認を行うこととなります。

また、必要な経費は国庫で措置されるものになります。

○ハクセル美穂子委員 農林水産省の資料には、発生予防措置のほうにも野生動物が発見された場所の消毒ということがありましたので、野生動物に伝染病がなくても県で消毒措置を行わなければいけないのか確認したいと思って質問させていただきました。今のところは、野生動物から伝染したという事実があった場合に実施するというので、予防措置についてはまだ国から具体的な内容はきていないということによろしいでしょうか。

○長谷川振興・衛生課長 委員おっしゃるとおり、今時点で具体的な予防措置を講じるというものではありません。ただし、検査結果が出るまでの間、感染の有無については判明していないわけですから、狩猟者に対し、野生イノシシの取り扱いについて衛生的に行っていただくよう猟友会を通じてお願いをしております。

○郷右近浩委員 確認です。先ほどの説明の中で、盛岡市動物公園のイノシシが該当になるという話がありました。私の記憶だと3頭ぐらいという話だったと思うのですが、そのほかに県内において、家畜としてイノシシが所有されている状況をお知らせいただきたいと思います。

○長谷川振興・衛生課長 今回、豚熱ワクチンを接種するに当たって、豚熱の感受性、病気になる動物は豚だけではなくイノシシも対象になるということで、家畜保健衛生所が市町村を通じてイノシシの飼養状況の確認を行いました。その中で盛岡市動物公園において3頭ほど飼養されていることが確認されましたので、今回ワクチンを接種したということになります。ほかには特に報告をいただいております。

○川村伸浩委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村伸浩委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村伸浩委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村伸浩委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○ハクセル美穂子委員 2つほど質問させていただきます。

1つは県産木材の需要動向についてでございます。一般質問でも質問されていた内容がありますが、違う観点からお聞きしたいと思います。ウッドショックの影響で、県外で県産木材の引き合いが多くあるということですが、特に引き合いが多い木材は具体的にどういった木材なのか。また、どういったところが高評価を得て県外市場に出回っているのか

お聞きしたいと思います。

○**工藤林業振興課総括課長** 県産木材の国内での引き合いの関係でございますが、岩手県は杉も豊富でありますけれども、カラマツ、アカマツ、広葉樹が特徴的な木材でございます。カラマツは、建材として合板であったり集成材といった材料として使われますし、アカマツは同じように合板等にも使われますが、神社仏閣の修復に使われる材料としても非常に人気が高く県外に流れております。広葉樹につきましては、北海道や岩手県は非常に豊富でございます、家具材であるとかフローリングの原材料として県外に流れているといった状況でございます。

○**ハクセル美穂子委員** 先日、秋田県仙北市の株式会社門脇木材の社長さんとお話する機会がありまして、ウッドショックで建設用の角材、レッドシダーが少ないため、その代替として杉を輸出しているという話を聞きました。欧米で杉が注目されていて、秋田港から韓国に木材を運んで加工し、欧米向けに輸出しているそうです。岩手県でも杉の価格が高い時期にたくさん植えて、価格低迷などで切れずにそのままになっている高齢樹が多いと思いますが、海外で杉の需要があるのであれば、岩手県としても育てている杉を有効に活用するための可能性を探っていく必要があるのではないかと感じておりますが、杉材に対する取り組みをお知らせいただきたいと思っております。

○**工藤林業振興課総括課長** 県産杉の利用についてでございますが、県内で生産される木材のうち、杉はやはり多く、住宅用として使われる柱であったり板であったりときまざま利用されております。1つ課題になっておりますのが、先ほど委員からお話がありました、使われないで放置されている材ですが、ある程度太くなってしまいますと過去に導入した加工機械では製材できないということがありまして、今後どう使っていくかが課題になっております。今、林業技術センターで太径材、太くなった材をどのように利用していくかという部分の研究をしておりますので、それを踏まえて国内、あるいは海外に利用を求めていきたいと考えております。

○**ハクセル美穂子委員** 太径材だとさらに欧米での需要があるかもしれないと感じておりますので、林業技術センターの技術もそうですが、ぜひ製材して海外向けに輸出している企業などとの連携も図りながら、海外に需要を向けていけるような取り組みをお願いしたいと思います。

もう1つ、半農半Xという言葉がよく出ていますけれども、この取り組みについて、今の状況がどのようになっているかお聞きしたいと思います。都市部では、コロナ禍でテレワークなどもできるようになって、ライフスタイルの考え方がかなり変わってきたと思っています。私の地元でも30歳代ぐらいの人たちが冬場、スキーやスノーボードなどのウィンタースポーツをしつつ、夏場、農業で雇用就農するという方が意外とふえてきて、商工労働観光部等と連携しながら進めていく必要があるのではないかと感じております。国ではこういった動きを促進するため、特定地域づくり事業協同組合制度がつけられました。岩手県ではどのようになっているのかお聞きしたいと思います。

○中村農業振興課総括課長 半農半Xのお話でございます。先ほど委員もお話しされましたが、テレワーク、あるいは兼業、副業といった新しいライフスタイルが定着している中で、若者を中心に田園回帰といったものも出てきて地方が注目されている状況にあります。そうした中で、農業をやりながらほかの仕事にも携わって生活に必要な所得を確保する、いわゆる半農半Xといった新しい農業経営のスタイルの話が非常に深まっていると思っております。県内でも除雪作業をやりながら、あるいはスキー場に勤務しながら、語学講師をやりながらといったように、農業以外のさまざまな仕事をしながら収入を確保している事例がございます。私どもとしましても、こういった事例を収集しながら、また関係機関と情報共有しながら定着に結びつけていきたいと思っております。

また、特定地域づくり事業協同組合のお話もございました。半農半Xの取り組みに加えまして、令和2年6月に国が特定地域づくり事業協同組合制度を創設しました。これは農業や農業以外のいろいろなサービス業など、地域の複数の事業者が仕事を組み合わせて、年間を通じて雇用を生み出すといったことで、地域産業の担い手を確保する取り組みを推進しているわけでございます。本県でも葛巻町がこの制度を活用して、農業でありますとか観光業、食品加工業などを構成員とする事業協同組合の設立に向けた手続を今まさに進めている状況でございます。この制度には特例がございまして、労働派遣事業の届け出などを行った上で、移住者等を通年雇用しながら複数の職場に派遣するという取り組みを開始すると聞いております。

○ハクセル美穂子委員 葛巻町での取り組みが県内に広まっていく可能性があるということがわかりました。特定地域づくり事業協同組合制度というのは、ある程度地域内で連携しているところもあるのですが、一定の地域の農業者だけでは冬場に働き口があるのかなど、なかなかわからないという中で、派遣事業もできる点がとても大きいと思います。例えば短期で地元働きに来て、農業もやる、違う仕事もやる、その中でもしかすると自分は農業のほうが適正があるのではないかと、違う仕事のほうが適正があるのではないかと、ということを考えながら、可能性がどこにあるのかを見ることができるのは、ありがたいことなのではないかと思っております。私とその立場でも、自分が本当に農業に適性があるのかわからないまま新規就農者としてやっていけるのか非常に悩みますし、移住定住といったときにも本当に大丈夫なのかということが一番最初にくると思いますので、ぜひこの制度をさらに活用していただけるように、葛巻町でどのように使われていくのか注視していただいて、商工労働観光部や企業との連携をお願いしたいと思います。働く人の確保、観光業でも季節によって人がほしい事業もありますので、うまく連携が図られるように県でもさらに移住定住が促進されるような仕組みづくりに御尽力いただきたいと思います。最後に商工労働観光部との連携の状況について教えていただきたいと思います。

○中村農業振興課総括課長 特定地域づくり事業協同組合制度は、制度が発足してまだ間もないということもございますので、県とすれば、葛巻町、あるいは秋田県、青森県でも同様の取り組みを進めておりますので、さらに情報収集をしながら制度の活用を検討して

いる地域に対して情報提供していきたいと思っております。制度そのものはふるさと振興部が所管しておりますし、労働関係ですと商工労働観光部になりますので、他部局ともしっかりと連携しながら農業現場での担い手の安定的な確保に向けて取り組みを推進していきたいと考えております。

○川村伸浩委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村伸浩委員長 ほかになければ、これで本日の審査を終わります。

執行部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には、次回の委員会運営について御相談がありますので、少々お待ち願います。

それでは、次回の委員会運営についてお諮りします。次回、1月に予定しております閉会中の委員会についてであります。所管事務の調査を行いたいと思います。調査項目については、県内のサケ・マス類の海面養殖の取組についてといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村伸浩委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。なお、詳細については、当職に御一任願います。

追って、継続調査と決定いたしました件につきましては、別途、議長に対し閉会中の継続調査の申し出をすることといたしますので御了承願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。